

昭和46年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省農蚕園芸局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 22 条の規定に基づき、昭和 46 年度における農業および農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出および補助金の交付を受けて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 40 条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

I	昭和 46 年度の予算	(1)
II	昭和 46 年度において実施された事業の概要	(4)
A	農業改良普及事業	(4)
1	普及職員の設置	(4)
(1)	専門技術員	(4)
(2)	農業改良普及員	(5)
2	普及職員の資格試験	(5)
(1)	専門技術員	(5)
(2)	農業改良普及員	(6)
3	普及職員の活動の概要	(6)
(1)	専門技術員	(6)
(2)	農業改良普及員	(7)
4	農業改良普及所の運営	(9)
5	普及情報活動の推進	(9)
6	普及職員の研修	(9)
(1)	専門技術員	(10)
(2)	農業改良普及員	(10)
7	改良普及員等研修施設の整備	(12)
B	生活改善普及事業	(12)
1	普及職員の設置	(12)
(1)	専門技術員	(12)
(2)	生活改良普及員	(13)
2	普及職員の資格試験	(13)

(1) 専門技術員	(13)
(2) 生活改良普及員	(14)
3 普及職員の活動の概要	(14)
(1) 専門技術員	(14)
(2) 生活改良普及員	(14)
4 農業改良普及所の運営	(16)
5 農家生活技術等改善研究の実施	(17)
6 普及職員の研修の実施	(18)
(1) 専門技術員の研修	(18)
(2) 生活改良普及員の研修	(18)
7 生活改良普及員の養成	(20)
8 生活教室の開設	(20)
9 農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業の実施	(20)
10 農山漁村生活環境整備特別事業の実施	(20)
(1) 農山漁村生活環境整備指導事業	(20)
(2) 生活プロジェクト実験集落整備事業	(20)
C 農村青少年研修教育事業	(21)
1 高等農業教育施設の設置	(21)
2 農村青年活動促進施設の設置	(21)

I 昭和46年度の予算

農業改良助長法により補助金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条の規定により次のように定められている。

- (1) 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- (2) 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行なうこと。
- (3) 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。
- (4) 前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により、(1)および(2)の事業については、配分された国の補助金の額に対し都道府県は、その1/2以上を支出することが求められている。その都道府県別の内訳は、附表(1)、(2)、(3)および(4)のとおりである。

(3)および(4)の事業については、国の補助金の額と同額以上の都道府県費の支出が求められているが、それらの事業の経費についての都道府県別の内訳は、附表(5)、(6)、(7)、(8)、(9)および(10)のとおりである。

昭和46年度において定められた国の事業別予算額およびその内容は、次のとおりである。

1 農業改良助長法第14条第1項第1号および第2号に係るもの

(1) 農業改良関係

i 普及職員設置費補助金

9,505,163,000 円

都道府県において農業に関する普及事業に従事する専門技術員および農業改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和46年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員764人、農業改良普及員10,590人である。

ii 普及事業費補助金

a 指導旅費

179,506,000 円

専門技術員および農業改良普及員が普及指導活動を行なうに要する旅費である。

b 専門技術員活動強化費

26,921,000 円

専門技術員の現地活動を強化するための地方専技室(新規19カ所、既設57カ所)の運営に必要な消耗品費、通信運搬費、資料作成費、事務補助賃金および普及指導機材の整備に要する経費ならびに現地技術確定事業(新規19カ所、既設38カ所)の実施に要する経費である。地方専技室1カ所当りの助成額は既設分443,208円、新規分210,454円である。

c 普及所運営費

(ア) 普及所運営費 286,281,000 円

630 カ所の普及所に対し、その運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、事務補助賃金等に要する経費である。1 カ所当りの助成額は 493,929 円である。

(イ) 普及指導高度化機材整備費 19,251,000 円

普及所 135 カ所に対して普及指導に必要な計測器械の購入に要する経費である。

(2) 生活改善関係

i 生活改善普及職員設置費補助金 1,750,974,000 円

都道府県において、生活改善の普及事業に従事する専門技術員および生活改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和 46 年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員 245 人、生活改良普及員 2,221 人である。

ii 普及事業費補助金

a 指導旅費 36,691,000 円

専門技術員および生活改良普及員が普及指導活動を行なうに要する旅費である。

b 普及所運営費

(ア) 巡回指導施設(生活改良普及員普及器材整備費) 4,278,000 円

生活改良普及員の普及指導に必要なスライド、照度計、組立式住宅模型等の器材の整備に要する経費である。

(イ) 生活教室開設費 21,561,000 円

農山漁家の生活改善上当面している問題の解決に資するため、農繁期対策、住居の使い方改善、家事労働合理化および出稼ぎ農家生活相談について、短期の講習会を開催するに要する経費である。

c 農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業 23,958,000 円

農山漁家の健康および体力の維持増進ならびに労働の適正化を図るため農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業を継続 46 カ所、新規 46 カ所において実施するに要する経費である。

d 農家生活技術等改善研究費 3,366,000 円

46 都道府県において専門技術員が生活技術の適応実験を行なうに要する経費、12 府県において、学識経験者の協力を得て生活技術の連絡研究を実施するに要する経費および 9 県において漁家生活改善の普及計画を樹立し、活動を進めるに要する経費である。

2 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号および第 4 号に係るもの

(1) 農業改良関係(普及事業費補助金)

a 専門技術員活動強化費 5,479,000 円

19 カ所の地方専技室を新設するに伴い、その活動の効率化を図るための四輪車(ジープ

またはライトバン)各1台を設置するに要する経費である。

b 普及所運営費 46,202,000 円
普及指導活動の効率化を図るための四輪車(ジープまたはライトバン)160台を普及所に設置するに要する経費である。

c 普及情報活動システム化事業費 44,520,000 円
普及活動を組織的かつ効率的に展開するため情報活動の体系化を図るに要する経費である。

d 農業改良普及員等研修費 57,477,000 円
普及職員の資質の向上を図るため、各種研修を実施するに要する経費である。

e 改良普及員研修施設整備費 31,500,000 円
改良普及員等に対して長期の研修を実施する施設を3か所設置するに要する経費である。

(2) 生活改善関係(普及事業費補助金)

a 普及所運営費 31,966,000 円
普及所に対し普及活動の効率化を図るため四輪車(360ccライトバン)168台を購入するに要する経費である。

b 農山漁村生活環境整備特別事業費

(ア) 農山漁村生活環境整備指導事業費 12,399,000 円

46都道府県において農山漁村の生活環境の整備、近代化を推進するため、農山漁村生活環境整備指導事業を実施するに要する経費である。

(イ) 生活プロジェクト実験集落整備事業費 43,790,000 円

生活環境施設の整備を推進するため特定地区(全国3ヶ所)において生活プロジェクト実験集落整備事業を実施するに要する経費である。

c 生活改善普及職員研修費 13,507,000 円
専門技術員および生活改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するに要する経費である。

d 生活改良普及員養成費 4,646,000 円
生活改良普及員の養成に必要な施設(岩手県、長野県、香川県)に要する経費である。

(3) 農村青少年研修教育関係(農村青少年研修教育事業費補助金)

a 高等農業教育施設整備費 270,000,000 円
農業の高度化・専門化に対応し、高等学校を卒業した農村青少年を対象に高度な専門技術と経営能力を付与し、先進的農業経営者を育成する施設を6カ所設置するに要する経費である。

b 農村青少年活動促進施設整備費 61,200,000 円
農村青少年の活動促進を図る場としての研修施設を都道府県の主要農業地域に18カ所設置するに要する経費である。

Ⅱ 昭和46年度において実施された事業の概要

A 農業改良普及事業

農業をめぐる諸情勢に対処するための国の総合農政の推進に対応し、農業改良普及事業においては、農業構造の改善、需要の動向に即した農業生産、とくに農政の緊急課題である米の生産調整に伴う転作指導等を当面の重点目標として活発な普及指導活動を進めることとし、つぎの諸施策を実施した。

1 普及職員の設置

農業改良普及事業に従事する職員として都道府県に専門技術員と農業改良普及員がおかれている。

このうち専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするとともに農業改良普及員を指導するものと、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術および方法について、農業改良普及員に指導するものと二種に分かれている。

また、農業改良普及員は、農業改良普及所に属し直接農民に接して農業に関する科学技術および知識の普及指導に従事することを職務としている。

(1) 専門技術員

専門技術員の専門項目は、稲、果樹、乳牛等専門技術に関する18項目と普及指導活動に関する2項目の計20項目に区分されている。

専門技術員の設置は、各都道府県が割り当てられた定数のなかで、当該都道府県の農業事情を勘案し、必要な項目を選定し、有資格者のなかから任用している。

昭和46年度における定数は764人であるが、専門項目別設置数、学歴別および年令別構成は次のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和47年3月31日現在)

専門項目	人員	専門項目	人員
稲	54人	養 鶏	20人
麦 および 雑 穀	21	家 畜 衛 生	8
そ 菜 お よ び い も 類	76	農 畜 産 利 用 加 工	2
果 樹	75	農 業 機 械	38
工 芸 作 物	11	農 業 経 営	73
花 き	10	農 業 土 木	1
飼料作物および草地改良	32	管 農 林	0
土 じ ょ う 肥 料	53	普及指導活動(農業)	73
病 害 虫	44	〃 (青少年)	21
畜 産 一 般	44		
乳 牛	23	計	679

注) 専門技術員の都道府県別専門項目別設置数については附表(2)を参照のこと。

専門技術員の学歴別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	大学	短大			専		高校 (旧中)	計
		旧高专	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	109	206	11	84	14	71	184	679
比率(%)	16.1	30.2	1.6	12.4	2.1	10.5	27.1	100.0

注) 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

専門技術員の年令別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員数(人)	4	77	362	148	85	3	679
比率(%)	0.6	11.3	53.4	21.8	12.5	0.4	100.0

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、農業改良普及所に所属し、普及事業の現地活動に従事している。

昭和46年度における定数は10,590人で、その内訳は、普及所長630人、農業改良普及員(地域)1,890人、農業改良普及員(専門)3,370人、農業改良普及員(一般)4,700人である。

なお、農業改良普及員の学歴別および年令別構成は、次のとおりである。

農業改良普及員の学歴別構成(昭和47年3月31日)

区分	大学	短大			専		高校 (旧中)	計
		旧高专	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	870	273	369	3,664	69	972	3,999	10,216
比率(%)	8.5	2.7	3.6	35.9	0.7	9.5	39.1	100.0

注) 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

農業改良普及員の年令別構成(昭和47年3月31日現在)

区分	25才以下	26~30才	31~35才	36~40才	41~45才	46~50才	51~60才	61才以上	計
員数(人)	859	1,028	1,159	1,539	2,835	1,445	1,303	48	10,216
比率(%)	8.4	10.1	11.3	15.1	27.7	14.1	12.8	0.5	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用は「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令(昭和27年政令第148号)」によつて資格試験に合格した者を任用する場合と一定の学歴および経験を有する者を無試験で任用する場合との二つの方法が定められている。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則(昭和27年農林省令第71号)」により農林省において実施しているが、昭和46年度における試験の実施概要は次のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区分	専門項目	専門項目						
		稲	麦および雑穀	野菜およびいも類	果樹	工芸作物	花き	飼料作物および草
受験者数(人)		84	9	107	92	16	26	48
合格者数(人)		20	2	17	16	6	6	13
合格率(%)		23.8	22.2	15.9	17.4	37.5	23.1	27.1
区分	専門項目	専門項目						
		土じょうり	肥料	病虫害	畜産一般	乳牛	養鶏	家畜衛生
受験者数(人)		34	36	44	18	15	2	2
合格者数(人)		14	11	14	4	4	1	1
合格率(%)		41.2	30.6	31.8	22.2	26.7	50.0	50.0
区分	専門項目	専門項目					計	
		農業機械	農業経営	普及指導 (農業)	普及指導 (青少年)			
受験者数(人)		36	74	49	30	722		
合格者数(人)		9	18	7	7	170		
合格率(%)		25.0	24.3	14.3	23.3	23.5		

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の資格試験は、都道府県の条例で定めるところによつて行なわれているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和46年度における試験の実施概要は次のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

区分	学歴			短大			農業講習所			高校			計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
農業	857	601	70.1	507	267	52.7	1,040	819	78.8	28	14	50.0	2,432	1,701	69.9

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連携い等多岐にわたつてはいるが、近年における普及指導活動の高度化に対応し、昭和43年度から各都道府県の農業振興上重要な農業地域に所在する試験研究機関に地方専技室を設置し、それぞれに数名の専門技術員を分駐せしめ、専門技術員の現地活動を強化することとした。昭和46年度も前年に引き続き新たに19カ所設置し、これに対し運営費、普及指導機械および各1台の四輪車購入費について助成するとともに、既設の57カ所に対し、ひきつづき運営費を助成した。

また、試験研究成果の現地への浸透と定着を図るとともに現地における技術的問題点の解明等を行なうため、昭和44年度から地方専技室において現地技術確定事業を実施しているが、昭和46年度は、新たに19カ所を加え、57カ所において事業を実施し、これに必要な経費を助成した。

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、地域を担当する地域改良普及員と専門事項を担当する専門改良普及員とに分かれ、地域改良普及員は、市町村を分担し、常時市町村、農業協同組合等関係機関・団体との連携をはかりつつ自立経営農家の育成、農業経営の担い手の育成および農業構造改善事業、稲作転換事業等各種行政施策の援助等担当地域内の農業についての総合的な指導を主として行ない、専門改良普及員は、作物、野菜、果樹、畜産等の担当する専門事項について、主産地形成を主眼に導入作物の栽培指導をはじめ、高度な技術指導を管内全域にわたって行なっている。

(ア) 活動時間

農業改良普及員の活動時間についてみると直接農業者や農業者の集団に対して指導した時間は、地域改良普及員・専門改良普及員とも全活動時間の半分程度となつている。

指導対象別では、地域改良普及員は地域集団(集落等)、農村青少年に対する指導時間が比較的多く、専門改良普及員は目的集団(生産集団等)に対する指導が多くなつている。

直接指導以外の活動時間としては、指導準備と普及所運営事務がかなりのウエイトを占めている。これは、高度な普及活動を展開するために、資料作成、調査、打合せ等のための時間が必要になつてきているためである。

(イ) 活動内容

普及員の活動計画である農業改良普及計画でとりあげた課題について部門別、内容別にみると次表のとおりである。

部門別課題数(1普及所あたり)

区分	主穀作物	野菜・花き	果樹	畜産	経営・複合	青少年	その他	計
課題数	2.9	3.1	1.8	2.7	1.8	1.3	0.4	14.0
比率(%)	20.7	22.1	12.9	19.3	12.9	9.3	2.8	100.0

注) 全国の農業改良普及所630カ所の平均である。

内容別課題数(1普及所あたり)

区分	生産性向上	選択的拡大	構造改善	経営規模拡大	流通合理化	青少年育成	その他	計
課題数	5.9	2.1	1.3	1.5	0.6	1.2	1.4	14.0
比率(%)	42.1	15.0	9.3	10.7	4.3	8.6	10.0	100.0

注) 全国の農業改良普及所630カ所の平均である。

課題別重点課題数は、野菜・花き、主穀作物、畜産、経営・複合の順になつており、昨年

に比べて野菜・花き、経営・複合、果樹の伸びが目立っている。これらは主として稲作転換に関して増加したものである。

つぎに、内容別にみると生産性向上に関する課題がほぼ4割を占め、選択的拡大、経営規模拡大の順で続いており、前年に比較すると選択的拡大がやや増加し、経営規模拡大、生産性向上に関する課題がやや減少している。

なお、具体的には、次表のような課題が全国共通的な普及指導課題となっている。

部門別主要普及課題

部 門	主 要 普 及 課 題
米の生産調整と稲作転換	<ol style="list-style-type: none"> 1 転換作物の栽培技術 2 経営計画 3 集団転作 4 休耕田の管理と転作の推進 5 生産調整の啓もう
主 穀 作 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型機械の導入による省力化 2 集団栽培生産組織の育成 3 良質米の生産 4 基盤整備および事後の経営安定
野 菜・花 き	<ol style="list-style-type: none"> 1 主産地、生産団地、生産組織の育成 2 施設野菜の規模拡大とそれに伴う栽培管理の改善 3 計画生産・出荷の推進 4 花き栽培の導入および栽培技術の改善
果 樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 主産地、生産団地、生産組織の育成 2 生産物の品質向上 3 栽培管理の改善 4 計画生産・出荷の推進
畜 産	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼養規模拡大、畜産団地育成 2 飼料基盤の整備 3 家畜の糞尿処理対策 4 飼養管理の改善
経 営	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営診断および経営設計 2 農業振興地域計画および地域農業計画の樹立 3 構造改善事業実施にともなう営農の改善 4 協業経営、機能集団の育成 5 制度資金利用にともなう指導
青 少 年	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年グループの育成 2 生産、経営技術の付与 3 プロジェクト活動の推進 4 後継者資金の利用および事後指導

(ウ) 米の生産調整と稲作転換に関する普及活動

米の生産調整と稲作転換の推進にあたっては、農業改良普及事業においては、適地適産の方

向に即した地域農業の振興ならびに近代的な農業経営の育成に資するという観点から積極的に活動してきた。

昭和46年1月から12月までの主な活動状況を示すと次表のとおりである。

稲作転換のための展示ほ(試作ほ)の設置状況

区 分	野 菜	豆 類	飼料作物	花 き	特 用 特 作	果 樹	麦・雑穀	その他	計	1普及所当り設置数
総数(カ所)	4,604	2,495	1,525	470	319	230	81	313	10,037	15.9

稲作転換指導内容別指導割合

必要性の啓もう	転換作物の栽培指導	経営計画指導	集団転作指導	休耕田管理等指導	その他	計
14.3%	43.9%	12.7%	10.3%	10.7%	8.1%	100.0%

転作推進のために普及所が設置した展示ほは、1普及所あたり15.9カ所におよび野菜、豆類、飼料作物の展示ほが多かった。

また、農業者に対する指導内容別の指導割合を見ると転換作物の栽培指導がもつとも多く、次いで米の生産調整と稲作転換の必要性についての啓もう指導、経営計画指導、集団転作指導の順になっており、広汎な指導が行なわれている。

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行なり活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及活動の推進、市町村・農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によつて定められている。都道府県別の農業改良普及所数は附表(11)のとおりである。

昭和46年度は630カ所の農業改良普及所について運営費を助成した。

また、普及活動の効率化を図るため、3カ年計画で四輪車を整備することとし、昭和46年度は160台の整備につき助成したほか、農業改良普及員の技術指導の高度化に対応し、昭和43年度から5カ年計画で各種計測機材を農業改良普及所に整備することとし、昭和46年度は120カ所の農業改良普及所に対し、メニュー方式により助成した。

5 普及情報活動の推進

農業および農家生活の改善のための普及活動を組織的かつ効率的に展開するため、国・県・普及所段階における普及情報活動のシステム化を推進することとし事業初年度の昭和46年度は、基礎資料として農家指導カード110万枚の作成、およびキャビネット630個の整備等につき助成した。

6 普及職員の研修

農業情勢の変化、農業技術および経営の高度化に対応して、農業改良普及職員の資質と、指導力の向上を図ることは当面の重要な課題である。

このため、昭和46年度においても引き続き専門技術員、農業改良普及員に対して下記の研修を実施した。

(1) 専門技術員

(ア) 専門技術員新任者研修

専門技術員の新任者に対して、専門技術員の職務・役割・専門技術に関する指導に必要な基礎的知識を習得させるため、6日間新任者研修を実施した。

昭和46年度における受講者数は82人であった。

(イ) 専門技術員地域研修

現地における技術および経営上の課題解決を図るため、現地事例を中心に地方農政局単位に6日間地域研修を実施した。

昭和46年度における受講者数は248人であった。なお、研修課題および実施場所は次のとおりである。

ブ ロ ッ ク	研 修 課 題	実 施 場 所
北 海 道	積雪地帯における施設園芸の効率的利用	北 海 道
北 東 関	装置化稲作推進と普及指導のあり方 稲作転換(飼料作物および大豆等)に伴う大規模経営成立の条件	北 宮 城 県 埼 玉 県
北 東 近 中 国・四 九	畜産経営の大型化と粗飼料対策 都市近郊における畜産経営の現状と今後の方向 中国四国地域における畜産(酪農)経営技術の体系化 稲作転換と専技活動	富 山 県 愛 知 県 愛 媛 県 福 岡 県

(ウ) 専門技術員高度営農特別研修

企業的農業経営に対する指導力の向上を図るため、経験年数3年以上の専門技術員を先進的な経営体等に派遣し、おおむね6カ月間にわたる実務研修を実施した。

昭和46年度における派遣人員は28人であった。

(エ) 専門技術員中央研修

専門項目についての知識、技術の深化を図るため、普及指導上必要な農業技術および普及方法に関する調査研究の成果の発表と、学識経験者の参加を得て、研究討議を中心とした3日間の中央研修を実施した。

昭和46年度における参加専門項目は、稲、麦及び雑穀、土壌肥料、病害虫、農業機械の各項目で参加人員は189人であった。

(2) 農業改良普及員

(ア) 都道府県において行なつた研修

a 農業機械化地方研修

農業機械利用を中心とした指導力の充実強化を図るため農業試験場等においておおむね10カ月間機械化地方研修を実施した。

専門分野別受講者数は作物42人、やさい97人、果樹47人、花き16人、茶4人、畜産44人、経営3人、土壌肥料30人、農業機械等6人、計289人であった。